

会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に規定する
吸收合併契約に関する事前備置書類

2021 年 5 月 26 日

K Y B 株式会社

代表取締役社長 大野 雅生 印

原本に相違ありません。

1. 吸収合併契約の内容

別紙1「吸収合併契約書」のとおり

2. 会社法第749条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めがないことの相当性に関する事項

吸収合併存続会社である当社は、吸収合併消滅会社であるカヤバシステムマシナリー株式会社（以下「KSM」といいます。）の株主に対し、本合併に際して、株式その他金銭等の交付は行いませんが、当社とKSMは完全親子会社の関係にあることから、相当であると判断しております。

3. KSMについての事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2「KSMの最終事業年度に係る計算書類等の内容」のとおり

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

KSMは、2021年5月20日、KSMの完全子会社であるKYB-CS株式会社との間で、KSMを吸収分割会社、KYB-CS株式会社を吸収分割承継会社とし、KSMの免制振機器、シミュレータ機器、建設機械、環境・産業機械等に関するカスタマーサービス事業（ただし、防衛装置に関するカスタマーサービス事業は除きます。）に係る権利義務をKYB-CS株式会社に承継することを内容とする吸収分割契約を締結いたしました。なお、同契約において、同契約に基づく吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）の効力発生日は2021年7月1日とされており、本合併の効力発生日と同日ですが、本合併の効力は、本吸収分割の効力が発生することを停止条件として、その後に生ずることとなります。

4. 当社についての最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

（第三者割当による優先株式の発行）

当社は、2021年5月13日開催の当社取締役会において、2021年6月25日開催予定の当社定時株主総会にて、A種優先株式の発行の承認及びA種優先株式に関する規定の新設等に係る定款の一部変更に係る議案の承認が得られることを条件として、株式会社みずほ銀行、株式会社日本政策投資銀行、明治安田生命保険相互会社、株式会社大垣共立銀行、株式会社七十七銀行、損害保険ジャパン株式会社、芙蓉総合リース株式会社及びみずほリース株式会社に対し、第三者割当の方法によりA種優先株式を発行すること（払込期日：2021年6月28日、調達資金の額：12,500,000,000円）を決議し、2021年5月13日付で、割当予定先との間で株式引受契約を締結いたしました。

（資本金及び資本準備金の額の減少）

当社は、分配可能額の計上を図り、安定的な財務基盤への回帰を行い今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、第三者割当によるA種優先株式の発行に係る払込みを条件として資本金の額を減少（減少する資本金の額：6,250,000,000円）し、また2021年6月25日開催予定の当社定時株主総会において必要な承認が得られること及び第三者割当によるA種優先株式の発行に係る払込みを条件として資本準備金の額を減少（減少する資本準備金の額：19,583,920,000円）し、いずれもその他資本剰余金へ振り替えます。

5. 債務の履行の見込みに関する事項

KSMの2021年3月31日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ8,667百万円、61,070百万円であります。また、上述のとおり、KSMは、本吸収分割を予定しておりますが、本吸収分割によりKYB-CS株式会社に承継する予定の資産及び負債はそれぞれ385百万円、35百万円です。これを2021年3月31日現在のKSMの貸借対照表における資産及び負債の額から控除すると、それぞれ8,282百万円、61,035百万円となります。KSMにおいて、その他、本合併の効力発生日までの間に、資産及び負債に大きな変動は予想されません。

そして、上記金額を当社の2021年3月31日現在の貸借対照表における資産及び負債の額に加算いたしますと、それぞれ266,551百万円、259,767百万円となり、当社においては、本合併の効力発生日後も、資産の額が負債の額を上回ることが見込まれます。なお、上記4に記載したものを除き、2021年4月1日から現在にいたるまで、当社の資産及び負債の額に大きな変動は生じておらず、また生じる予定もありません。また、当社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、当社の負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。

以上のとおりであり、本合併の効力発生日後において、当社の負担すべき債務は、履行の見込みがあると判断します。

別紙1 吸収合併契約書

別紙2 KSMの最終事業年度に係る計算書類等の内容

5/28 の取締役会で監査済みの計算書類が承認され次第、事前開示書類につき、備置開始日後、効力発生日までの変更事項（会社法施行規則 191 条 7 号等）として、2021 年 3 月期の計算書類を付加的に備え置く（2020 年 3 月期の計算書類も引き続き備え置く）予定です

以上

吸收合併契約書

K Y B 株式会社（以下「甲」という。）とカヤバシステムマシナリー株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり吸收合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸收合併存続会社、乙を吸收合併消滅会社として合併する（以下「本件合併」という。）。

第2条（当事者）

甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりとする。

(1) 甲（吸收合併存続会社）

商号：K Y B 株式会社

住所：東京都港区浜松町二丁目 4 番 1 号 世界貿易センタービル

(2) 乙（吸收合併消滅会社）

商号：カヤバシステムマシナリー株式会社

住所：三重県津市雲出長常町 1129 番地 11

第3条（合併に際して交付する金銭等）

甲は、本件合併に際し、乙の株主に対して、その株式に代わる金銭等（存続会社の株式及び金銭を含む。）の交付を行わない。本件合併に際し、甲の資本金および資本準備金は増加しない。

第4条（合併承認総会）

1. 甲は、2021年6月25日を開催日として定時株主総会を招集し、本契約の承認を求める。但し、甲は、やむを得ない事由がある場合には、その開催日を変更することができる。
2. 乙は、会社法第784条第1項の定めにより、株主総会による本契約の承認を得ずに本件合併を行う。

第5条（効力発生日）

1. 本件合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2021年7月1日とする。但し、本件合併の効力は、乙とK Y B – C S 株式会社の2021年5月20日付吸收分割契約に基づく乙の免制振機器、シミュレータ機器、建設機械、環境・産業機械等に関するカスタマーサービス事業（ただし、防衛装置に関するカスタマーサービス事業は除く。）にかかる吸收分割の効力発生を停止条件として、その直後に生じるものとする。
2. 本件合併の効力発生日については、法令に定める関係官庁の許認可等の進捗状況その他の事由により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第6条（財産の管理）

1. 甲は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってその業務執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ乙と協議の上、これを行うものとする。

2. 乙は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってその業務執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為（ただし、第5条第1項但し書きに記載した吸収分割を除く。）については、あらかじめ甲と協議の上、これを行うものとする。

第7条（権利義務の承継）

乙は、2021年3月31日現在の乙の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した、乙の一切の資産、債務、雇用契約その他の権利義務（ただし、第5条第1項但し書きに記載した吸収分割に基づき乙からK Y B – C S 株式会社へと承継されるものを除く。）を効力発生日において甲に承継させ、甲はこれを承継する。

第8条（条件の変更等）

本契約締結の日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の財産もしくは経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲乙協議の上、本件合併の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第9条（契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、第4条第1項に定める甲の株主総会の承認または法令に定める関係官庁の許認可等が得られなかったときは、その効力を失う。

第10条（協議）

本件合併について、本契約に定めのない事項、本契約の当事者間において合意されていない事項、または本契約もしくはこれと関連する契約の解釈について疑義が生じた場合には、甲乙は誠実に協議を行った上で解決する。

本契約締結の証として、本契約書を2通作成し、甲と乙が記名捺印の上、各1通を所持する。

2021年5月20日

（甲） 東京都港区浜松町二丁目4番1号

世界貿易センタービル

K Y B 株式会社

代表取締役社長 大野 雅生

（乙） 三重県津市雲出長常町1129番地11

カヤバシステムマシナリー株式会社

代表取締役社長 坂井 静

第76期

事業報告

2020年4月1日～2021年3月31日



カヤバ システム マシナリー 株式会社
KAYABA SYSTEM MACHINERY CO., LTD.

I 事 業 報 告

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当社の免震・制振用オイルダンパーの検査工程等における不適切行為につきまして、多大なるご迷惑をお掛けしました事、深くお詫び申し上げます。また、当社製品の品質確保、再発防止策の実行に対し多大なるご支援を賜り、心より感謝とお礼を申し上げます。

当期のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、政府の経済対策等により一部に持ち直しの動きがあるものの、企業収益の減少や雇用情勢の悪化等先行きは不透明な状況のまま推移しております。

このような環境の中で、売上高につきましては、舞台・建物事業は子会社での計上となつた事、シミュレータ事業、建設機械事業、環境・産機事業における個別製品対応の撤退交渉が完了した事から、全体では47億58百万円と前期比28%の減収となりました。

損益につきましては、経常利益は2億43百万円と前期に比べ5億3百万円の減益となつたものの、過年度において引当金計上を行った免震・制振用オイルダンパーの不適切行為に関する諸費用等について、交換工事の進捗ならびにお客様との交渉結果に応じ戻入れを行つたため、当期純利益は59億62百万円となりました。

(単位：百万円)

事 業 別	売上高	
	2019 年度	2020 年度
舞 台 ・ 建 物 事 業	371	-
免 制 振 事 業	2,480	1,564
シ ミ ュ レ ー タ 事 業	479	406
建 設 機 械 事 業	904	633
環 境 ・ 産 機 事 業	188	180
防 衛 装 備 事 業	2,224	1,973
計 (内サービス)	6,648 (772)	4,758 (598)

* 百万円未満切捨て

(2) 設備投資等の状況

当期中において実施いたしました設備投資等の主なものは、次の通りであります。

- ① 当期中に完成した主要設備
 - ・ショットブラストブースの新設、建設機械装置の更新
- ② 当期継続中の主要設備の新設、拡充
 - ・免制振部品用試験機の新設
- ③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失
 - ・該当設備はありません。

(3) 資金調達の状況

K Y B 株式会社が運営する CMS (キャッシュマネジメントシステム) に参画しており、免震・制振への対応支出に備え、当期において借入限度枠を 300 億円から 450 億円に増額頂いております。

(4) 対処すべき課題

上記の通り、交換工事の進捗により過年度引当金の戻入益が発生しましたものの、当期におきましても 524 億 3 百万円の債務超過となっており、今後交換工事が完了するまで当社単独での資金確保が困難な状況であります。

当該状況により継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況が存在しておりますが、資金については前述の CMS (キャッシュマネジメントシステム) の参画により短期借入金を流動的に調達できるほか、融資の保証だけでなく、経営指導等まで全面的に支援の方針を K Y B 株式会社より頂いております。

K Y B 株式会社の指導の下、再発防止策を誠実に実施し、しかるべき対応をし、内部統制システムを一層強化し、再発防止策の徹底を図ると共に、信頼回復に努めてまいります。

なお、財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義を反映しておりません。

(5) 財産および損益の状況

区分	2017 年度 平成 29 年度	2018 年度 平成 30 年度	2019 年度 令和元年度	2020 年度 令和 2 年度
売上高 (百万円)	8,938	8,750	6,648	4,758
当期純利益又は損失 (△) (百万円)	253	△28,955	△31,927	5,962
1 株当たり当期純利益又は損失 (△)(円)	3,516	△402,157	△443,431	82,818
純資産 (百万円)	3,046	△25,908	△58,366	△52,403
総資産 (百万円)	10,282	16,898	8,213	8,667

(6) 重要な親会社および子会社の状況 (2021 年 3 月 31 日現在)

① 親会社との関係

当社の親会社は K Y B 株式会社で、同社は当社の株式 72 千株 (出資比率 100%) 保有しております。

当社は親会社より主として試験機等の保守点検、補修用部品を受注し、これらを販売するなどの取引を行っています。

1. 当該取引をするに当たり会社の利益を害さないように留意した事項

当社は、親会社に対して主として試験機等の保守点検を行っておりますが、その販売価格は市場価格・仕様内容を勘案し、見積書を提出し交渉の上、決定しております。また、当社は、親会社との間で資金貸借取引を行っておりますが、親会社との間で「CMS (キャッシュマネジメントシステム) に係る企業間契約書」を締結し、利息について市場金利を勘案し、合理的に決定しております。

2. 当該取引が会社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断および理由

これらのことから、当社取締役会は、当社独自の意思決定を行っており、親会社から

の一定の独立性が確保されているものと考え、親会社との取引に際し、当社の利益が害されていないと判断しております。

3. 取締役会の判断が社外取締役の意思と異なる場合の当該意見
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

当社の子会社はKYBステージエンジニアリング株式会社で、当社は同社の株式10千株（出資比率100%）保有しております。当期におきまして同社より、1億89百万円の剰余金配当を受け取っております。

③ その他

技術提携の該当先はありません。

(7) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

名称	主要製品
免 制 振 事 業	免震・制振オイルダンパー、ビル制振 AMD・TMD、住宅基礎免震ボルタルアイレータ・ダンパー
シ ミ ュ レ タ 事 業	疲労・振動・性能試験機、ロードシミュレータ、電動サホ加振機、起震車
建 設 機 械 事 業	ブームヘッダー、セッタマバー、矩形シールド、ブームカッターシールド、特殊建機
環 境 ・ 産 機 事 業	ごみ検くん（自走式コンバーゴミ投入検査機）、ホイール/プレキ交換車、ヘビーヤクレス
防 衛 装 備 事 業	艦艇用装置（護衛艦、輸送艦、補給艦、救難艦）、航空用装置

(8) 主要な営業所および工場（2021年3月31日現在）

名称	所在地	名称	所在地
東京営業所	東京都港区	相模事業所	神奈川県相模原市
大阪営業所	大阪府吹田市	台湾事務所	台湾台北市

(9) 使用人の状況（2021年3月31日現在）

就業員数	前期末比増減数
196名	20名減

（注）2021年3月31日現在の社員（出向者含む）を対象とし、特別常勤嘱託6名を含め、常勤役員5名と常勤顧問1名を除く。

2. 会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

(1) 発行済株式の総数 72,000株（自己株式の該当はありません）

(2) 株主数 1名

名称：KYB株式会社 株 数：72,000株

(3) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末における新株予約権の状況
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	他の法人等の代表状況等
坂井 静	代表取締役社長	
山田 芳久	取締役	KYBステージエンジニアリング株式会社 代表取締役社長
田口 省吾	取締役(管理部長)	
横田 初男	取締役(三重工場長)	
新田 仁志	取締役	K Y B 株式会社 専務執行役員
手塚 隆	取締役	K Y B 株式会社 常務執行役員
堀部 幸泰	常勤監査役	KYBステージエンジニアリング株式会社 監査役
赤井 智男	監査役	K Y B 株式会社 常勤監査役

(注) 事業年度中の役員の異動

新任 監査役 赤井智男氏は 2020 年 6 月 26 日開催の第 75 期定時株主総会において
あらたに選任され就任いたしました。

退任 監査役 田中順一氏は 2020 年 6 月 26 日開催の第 75 期定時株主総会の時をも
って辞任いたしました。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

取締役 4 名 53,660 千円

監査役 1 名 15,300 千円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2007 年 6 月 25 日開催の第 62 期定時株主総会において、
年額 106,000 千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議をいただいて
おります。
3. 監査役の報酬限度額は、2007 年 6 月 25 日開催の第 62 期定時株主総会において、
年額 45,000 千円以内と決議をいただいております。
4. 上記の報酬等の額には、当事業年度における役員賞与引当金の繰入額 10,700 千円
を含んでおります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あづさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	11,500千円

(注) 監査役は、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手し報告を受けた他、前期の監査計画・監査の状況、当該期の報酬見積の相当性を確認した結果、会計監査人の報酬等について、監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断し、同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、当該業務の委託はいたしておりません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合や会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人・評価基準に基づく監査役協議会検討と取締役会との協議を経て、会社法第344条の規定により株主総会に提出する会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する株主総会議案の内容を決定します。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任あづさ監査法人との間に責任限定契約は締結しておりません。

6. 業務を適正に確保するための体制

当社が取締役会において決議した、業務の適正を確保するための体制は次の通りであります。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、役員および従業員が法令および定款を遵守するとともに、高い倫理基準に基づく公正で誠実な企業行動を遂行するため、親会社のKYB㈱がグループ企業全体に定めた「企業行動指針」を当社の行動指針として採用し、当社全社掲示板に掲載するとともに、主要項目の抜粋版を役員及び従業員へ配付してその徹底を図る。
- (2) 当社は、経営理念実現の前提となるコンプライアンス遵守の最高価値化を確立させるため、役員および従業員に対する教育を実施し、コンプライアンス意識の醸成およびその意識改革に取り組む。
- (3) 管理部は、リスクベースで監査を行うとともに不正の存否の調査も行い、その結果を取締役会に報告する。
- (4) 親会社の内部統制部J-SOX対応室は、当社の財務報告に係る内部統制の評価を実施し、その結果を親会社の取締役会へ報告する。
- (5) 当社は、不適切行為等に対して、再発防止策を実行する。

- (6) 当社は、企業不祥事に繋がる不正を予防するため業務内に不正が存在する可能性があることを念頭において各種監査を実施する。
- (7) 当社の従業員等が、不利益を被る危険を懸念することなく、違法または不適切な行為等に関する情報や真摯な疑念を伝えることができるよう、社内外に適切な内部通報体制を整備するとともに、制度の周知徹底を行い、実効性向上を図る。管理部は、当社の内部通報の状況について定期的に取締役会に報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 当社は、取締役の職務執行に係る情報を、法令および社内規程に基づき適切に保存および管理する。
- (2) 親会社がグループ企業全体に定めた「情報セキュリティ基本方針」に基づき、情報資産保護のための体制を構築し、サイバー攻撃等による情報漏えい、システム障害等のリスクへの対策を講じる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 親会社がリスク管理を体系的に定めた「リスク管理規程」をもって、当社のリスク管理を推進する。
- (2) 当社は、親会社の「リスク管理委員会」に参加し、委員会が決定した重点リスクの低減を図る。重点リスクに対する活動状況を定期的に取締役会に報告する。
- (3) 当社において重要事項の発生事実を認識した場合、「即報規則」に基づき、報告責任者が即时に社長に報告することを徹底する。社長は、発生事実に応じて関係者に対応を指示し、影響を最小限に抑制するための措置を講じる。
- (4) 当社は、企業不祥事の芽をいち早く察知して対処可能とすべく、現場から積極的な情報の吸い上げに努める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役会の承認や報告を求める事項を「取締役会規則」に定め、意思決定の迅速化と業務執行の効率化を図る。
- (2) 当社の中期および年度経営計画を策定し、経営目標を共有するとともに、経営報告会で業務の執行状況を定期的に管理する。
- (3) 経営報告会等の会議体で経営執行に係る重要事項について十分に事前審議を行い、取締役会における意思決定の適正化および効率化を図る。

5. 業務の適正を確保するための体制

- (1) 取締役等の職務の執行に係る事項の親会社への報告に関する体制
 - ① 当社は、親会社が定めた「グループ企業管理規程」により、健全性を保ち、連結

経営の効率化を目指す。

- (2) 当社は、「グループ企業管理規程」の定めに従い、親会社の経営会議において定期的に経営状況を報告する。
- (2) 親会社に対し事前承認を求める、または報告すべき事項は「グローバル職務権限規程」に定められており、当社は同規程に基づき、「職務権限規程」を制定する。
- (3) 親会社がグループ企業全体に定めた「グループコンプライアンス推進に関する規程」に基づき、実効的なコンプライアンス組織を確立するとともに、グループガバナンスの状況を適切にモニタリングし、グループガバナンスの強化を図る。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

取締役会は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、補助従業員を置く。

7. 前号の当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等については、監査役会の同意を得る。

8. 取締役および使用人の監査役への報告に関する体制

- (1) 当社の役員および従業員は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、これを直ちに監査役に報告する。
- (2) 取締役は、取締役会および経営報告会等を通じて、その担当する業務の執行状況を監査役に報告する。
- (3) 当社は、監査役へ報告した者が報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いも行わない。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社の取締役会は、監査役に対して、経営報告会への出席、重要書類の閲覧、実地調査等の機会を確保する。
- (2) 代表取締役は、監査役と定期的に会合をもち、経営方針、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査上の重要課題等について意見を交換する。
- (3) 監査の実効性確保のため、社外取締役、監査役、グループ企業監査役、親会社の監査

部および外部会計監査人との間で、情報交換及び連携する機会を確保する。

- (4) 監査役がその職務の執行のために要する費用は、会社が負担するものとし、速やかに前払または支払の手続きに応じる。

II 附属明細書(事業報告関係)

該当項目はありません。

但し、役員の兼職の状況は、事業報告「会社役員に関する事項」に記載しております。

以 上

貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	6,639,957	流動負債	19,189,062
現金及び預金	25,140	買掛金	266,977
受取手形	170,398	電子記録債務	698,568
電子記録債権	152,458	リース債務	331
売掛金	1,995,001	未払金	1,905,973
仕掛品	2,383,655	未払費用	251,981
原材料及び貯蔵品	36,460	未払法人税等	2,527
未収入金	691,747	前受金	64,515
前払費用	21,648	預り金	15,460
未収消費税	1,114,039	製品保証引当金	15,972,026
その他	49,981	役員賞与引当金	10,700
貸倒引当金	△ 575		
固定資産	2,027,209	固定負債	41,881,891
有形固定資産	1,690,333	長期借入金	40,653,570
建物及び附属設備	1,212,514	リース債務	304
土地	477,819	製品保証引当金	127,250
無形固定資産	3,722	退職給付引当金	1,100,766
電話加入権	3,722		
投資その他の資産	333,154	負債合計	61,070,954
投資有価証券	4,000	純資産の部	
関係会社株式	40,000	株主資本	△ 52,403,786
差入保証金	3,512	資本金	700,000
長期未収入金	500	利益剰余金	△ 53,103,786
長期前払費用	537	利益準備金	65,184
繰延税金資産	284,604	その他利益剰余金	△ 53,168,970
		別途積立金	260,000
		繰越利益剰余金	△ 53,428,970
資産合計	8,667,167	純資産合計	△ 52,403,786
		負債・純資産合計	8,667,167

損益計算書

[2020年4月1日から
2021年3月31日まで]

(単位:千円)

科目		金額
売上高		4,758,379
売上原価		3,418,451
売上総利益		1,339,928
販売費及び一般管理費		718,022
営業利益		621,905
営業外収益		
受取配当金	189,641	
その他	5,087	194,728
営業外費用		
支払利息	565,343	
為替差損	1,413	
その他	6,700	573,457
経常利益		243,176
特別損失		
固定資産除却損	365	
減損損失	177,240	
製品保証対策費	6,796,353	
製品保証引当金繰入額	△ 11,482,241	
その他	85	△ 4,508,197
税引前当期純利益		4,751,374
法人税、住民税及び事業税		△ 926,983
法人税等調整額		△ 284,604
当期純利益		5,962,961

株主資本等変動計算書

[2020年4月1日から]
[2021年3月31日まで]

(単位：千円)

資本金	株主資本					純資産合計 株主資本合計	
	利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計		
		別途 積立金	その他利益剰余金	繰越利益 剰余金			
2020年4月1日 期首残高	700,000	65,184	260,000	△ 59,391,932	△ 59,066,748	△ 58,366,748	
当事業年度中の変動額							
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	
剰余金からの準備金への振替	-	-	-	-	-	-	
当期純利益	-	-	-	5,962,961	5,962,961	5,962,961	
休工賃不収入の項目の△ 当事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	-	
2021年3月31日 期末残高	700,000	65,184	260,000	△ 53,428,970	△ 53,103,787	△ 52,403,786	

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

子会社株式 移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。

②たな卸資産

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

なお、仕掛品の一部については個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

②長期前払費用

均等償却によっております。

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②製品保証引当金

将来の無償補修費用の支出に備えるため、個別案件に対する見積額及び売上高に対する過去の実績額を基準とした見積額を計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一 定年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

④役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

(4) 収益および費用の計上基準

当事業年度までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。

なお、工事進行基準を適用する工事の当事業年度末における進捗度の見積もりは、原価比例法によっております。

(5) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(6) 連結納税制度の適用

連結納税制度を採用しております。

なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて、単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいております。

(7) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 追加情報

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う会計上の見積り及び仮定については、現時点で入手可能な顧客からの注文、引合情報等を踏まえ、新型コロナウイルスの感染拡大による売上高の減少等の影響が翌会計年度まで継続するものと仮定して、繰延税金資産の回収可能性の見積りを会計処理に反映しております。

3. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りに関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日。以下「見積り開示会計基準」という）を当事業年度より適用し、（会計上の見積りに関する注記）を開示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(免震・制振用オイルダンパーの不適切行為に係る製品保証引当金)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当社は、現時点において収集可能な情報、及びその情報が合理的な事実に基づくものであると判断された免震・制振用オイルダンパーの製作費用、交換工事に要する費用、構造再計算費用、及び補償等について製品保証引当金を計上しております。

本件に関する当事業年度の製品保証引当金の残高は16,064,011千円です。

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

本製品保証引当金に関する会計上の見積りの内容の詳細については、「4. 貸借対照表に関する注記 (5) 偶発債務(建築物用免震・制振用オイルダンパーの検査工程等における不適切行為の影響について)」をご参照ください。

なお、今後の交換工事の進捗や訴訟等の状況により、追加で引当金を計上することとなった場合には、当社の業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

4,838,463千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	756,003千円
② 短期金銭債務	1,540,975千円
③ 長期金銭債務	40,653,570千円

(3) 偶発債務

(建築物用免震・制振用オイルダンパーの検査工程等における不適切行為の影響について)

当社は、建築物用の免震・制振部材としてオイルダンパーを製造・販売してまいりましたが、2019年3月期において、出荷していた免震・制振用オイルダンパーの一部について、性能検査記録データの書き換え行為により、大臣認定の性能評価基準に適合していない、または、お客様の基準値を外れた製品を建築物に取り付けていた事実（以下、「本件」といいます。）が判明し、国土交通省に報告を行うとともに、対応状況について、2018年10月16日に公表いたしましたが、物件調査を進めていく中で免震・制振用オイルダンパーのリスト漏れが判明し、2018年11月30日に公表いたしました。また、2018年10月16日に公表した事実に加え、基準内ではあるが、より基準値に近づけるため、又は基準内に入らない場合、減衰力の中央値を原点へ移動させることで値の調整（原点調整）を行い検査記録として提出していた事実が判明し、新たに判明した対象物件数及び製品数を2018年12月19日に公表いたしました。このほか12月19日に公表した検査機に残っているデータの解析を継続してきた結果、2019年7月5日に対象物件数及び製品数を訂正いたしました。

本件に関し、現時点において収集可能な情報、及びその情報が合理的な事実に基づくものであると判断された免震・制振用オイルダンパーの製作費用、交換工事に要する費用、構造再計算費用、及び補償等について製品保証引当金を計上しております。一方、現時点においては、本件に関する訴訟等の費用について、その費用を信頼性のある合理的な見積りを行うことが困難なものは引当金を計上しておりません。

のことから、今後の進捗により、追加で引当金を計上することとなった場合には、当社の業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

6. 損益計算書に関する注記

(1) 製品保証対策費および製品保証引当金繰入額

当事業年度末において、状況が進捗したことから免震・制振用オイルダンパーの製作費用、交換工事に要する費用、構造再計算費用、及び補償等の製品保証引当金について繰入及び取崩を行っております。

なお、当事業年度においては、2021年3月31日時点で交換が未完了の不適合品及び不明の対象製品全数（免震用オイルダンパー626本、制振用オイルダンパー1,715本の合計2,341本）、並びに台湾輸出品のうち交換が未完了の不適合品及び不明の対象製品全数を製品保証引当金の対象としております。

(2) 減損損失

① 減損損失を認識した資産または資産グループの概要

用 途	種 類	場 所
事業用資産	建物及び附属設備、機械及び装置、土地等	三重県津市

② 減損損失の認識に至った経緯

事業用資産については、収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなったため、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

③ 減損損失の金額

建物	11,261千円
機械装置	85,969千円
工具、器具及び備品	53,061千円
建設仮勘定	26,949千円
計	177,240千円

④ 資産グルーピングの方法

原則として、事業用資産については事業所を基準としてグルーピングを行なっております。

⑤ 回収可能価額の算定方法

資産グループの回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額を使用しております。正味売却価額は、不動産鑑定評価額により算定しております。

(3) 関係会社との取引高

① 売 上 高	92,418千円
② 仕 入 高	140,343千円
③ 販売費及び一般管理費	139,999千円
④ 営業取引以外の取引高	3,788,135千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

① 発行済株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	72,000	-	-	72,000

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因是、製品保証引当金否認、退職給付引当金否認、減価償却超過額であり、回収可能性が認められないものについては評価性引当金を計上しております。

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資を含む必要な資金について、営業活動にもとづく自己資金、および随時の親会社借入等により調達することとしております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用することとしております。また、短期的な運転資金をCMS（キャッシュマネジメントシステム）により調達しており投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に「その他有価証券」に分類される長期保有を目的とした株式、および業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。長期借入金は主にダンパー費用に係る資金調達であります。営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内管理規程に従い、営業債権について、担当部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘査して保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(4) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表は計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計 上額 (*)	時 価 (*)	差 額
(1) 現金及び預金	25,140	25,140	-
(2) 受取手形	170,398	170,398	-
(3) 電子記録債権	152,458	152,458	-
(4) 売掛金	1,995,001	1,995,001	-
(5) 買掛金	(266,977)	(266,977)	-
(6) 電子記録債務	(698,568)	(698,568)	-
(7) 未払金	(1,905,973)	(1,905,973)	-
(8) 長期借入金	(40,653,570)	(40,653,570)	-

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権、(4) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 買掛金、(6) 電子記録債務、(7) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金

長期借入金については、すべて変動金利によるものであり、短期間で金利を見直していることから、時価は帳簿価額に近似しているため当該帳簿価額によっております。

(注2) 非上場株式（貸借対照表計上額 44,000千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

(注3) 差入保証金（貸借対照表計上額 3,512千円）については、返済予定期間を合理的に見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

(注4) 長期借入金の決算日後の返済予定期額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金					-	40,653,570

10. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
親会社	K Y B (株)	直接100	資金の貸借等	CMSによる資金 の借入(注)	40,653,570	長 期 借 入 金	40,653,570
				利息の支払(注)	565,285		
				製品保証対策費	3,033,209	未 払 金	1,416,305

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

親会社との資金貸借取引については、親会社グループ内におけるCMS（キャッシュマネジメントシステム）の利用によるもので、親会社との間で基本契約を締結しております。利息については、市場金利を勘案し、合理的に決定しております。

(2) 子会社

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子会社	KYBステージエンジニアリング(株)	直接所有100	役員の兼任	仕入代金等の立替(注1)	21,125	未 収 入 金	4,285
				受取配当金	189,641		

(注1) 仕入代金等支払の一時的な立替を行なっています。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 1株当たり純資産額 | △727,830円37銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 82,818円91銭 |

12. 重要な後発事象に関する注記

(連結親会社との吸収合併)

当社の完全親会社であるKYB株式会社（以下、「KYB」といいます。）は、2021年5月20日開催の取締役会において、2021年6月25日開催予定のKYB定時株主総会における承認を前提として、2021年7月1日を効力発生日として、KYBを存続会社、当社を消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」といいます。）を行う決議を行い、当該KYBの取締役会決議に基づき、当社との間で、本合併に係る合併契約を締結しております。

(1) 合併の目的

KYBは、同社及び当社による免震・制振用オイルダンパーの検査工程等における不適切行為を受け、再発防止策としての「コンプライアンス経営を視野に入れたグループ再編」を推進し、不適切行為の原因とされた人財の固定化、グループガバナンス不備の解消を目指しているところです。

このたび、免震・制振用オイルダンパーの適合化の進捗に一定の目途が付きつつあることから、再発防止策の総仕上げとして本合併を実施し、人財ローテーションの活性化、ガバナンス体制の強化、不正リスクの低減を図ります。

(2) 合併日

2021年7月1日

(3) 合併日

KYBを存続会社とする吸収合併方式で、当社は解散いたします。

(4) 合併に係る割当ての内容

本合併は、当社の完全親会社との吸収合併のため、株式その他の金銭等の割当ては行われません

13. その他の注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

カヤバシステムマシナリー株式会社
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

西田俊之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

御厨健太郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、カヤバシステムマシナリー株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

貸借対照表に関する注記（3）偶発債務に記載されているとおり、会社が製造・販売してきた免震・制振用オイルダンパーが性能評価基準に適合していない等の事実が判明した。当該事象により、収集可能な情報、及びその情報が合理的な事実に基づくものであると判断された免震・制振用オイルダンパーの製作費用、交換工事に要する費用、構造再計算費用、及び補償等のうち会社負担見込額については、製品保証引当金を計上している。

一方、現時点においては、当該事象に関する訴訟等の費用について、信頼性のある合理的な見積りを行うことが困難なものは引当金を計上していないが、今後の進捗により、追加で引当金を計上することとなった場合には、会社の業績に重要な影響を及ぼす可能性がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告

私たち監査役は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第76期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法とその内容

各監査役は、監査役全員の協議の上定めた監査役監査規程に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- (1) 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について適時に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- (3) 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- (4) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は、相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 財務報告に係る内部統制については、本監査報告の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び会計監査人有限責任 あづさ監査法人から受けております。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あづさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

2021年5月21日

カヤバ システム マシナリー株式会社

常勤監査役

塙 部 亮泰

監 査 役

赤 井 智 男

